

料金表【特養 多床室1ヶ月/31日】

【実費分 内訳】

令和3年10月1日現在

要介護度	介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担	実費分		1割負担者 合計(円)	2割負担者 合計(円)	3割負担者 合計(円)
				段階	金額			
要介護1	22,264	44,527	66,791	第4段階	80,600	102,864	125,127	147,391
				第3段階②	62,930	85,194		
				第3段階①	40,920	63,184		
				第2段階	32,860	55,124		
				第1段階	9,300	31,564		
要介護2	24,753	49,506	74,259	第4段階	80,600	105,353	130,106	154,859
				第3段階②	62,930	87,683		
				第3段階①	40,920	65,673		
				第2段階	32,860	57,613		
				第1段階	9,300	34,053		
要介護3	27,354	54,708	82,061	第4段階	80,600	107,954	135,308	162,661
				第3段階②	62,930	90,284		
				第3段階①	40,920	68,274		
				第2段階	32,860	60,214		
				第1段階	9,300	36,654		
要介護4	29,844	59,687	89,530	第4段階	80,600	110,444	140,287	170,130
				第3段階②	62,930	92,774		
				第3段階①	40,920	70,764		
				第2段階	32,860	62,704		
				第1段階	9,300	39,144		
要介護5	32,297	64,593	96,889	第4段階	80,600	112,897	145,193	177,489
				第3段階②	62,930	95,227		
				第3段階①	40,920	73,217		
				第2段階	32,860	65,157		
				第1段階	9,300	41,597		

負担段階	居住費	食費	日用品費	一日計	月合計(31日)
第4段階	855	1,445	300	2,600	80,600
第3段階②	370	1,360	300	2,030	62,930
第3段階①	370	650	300	1,320	40,920
第2段階	370	390	300	1,060	32,860
第1段階	0	0	300	300	9,300

所得に応じた食費と居住費の介護保険負担限度額認定と段階

住所地の区役所高齢介護課へ申請します。認定証を窓口までご提出ください。

1 軽減の対象となる方((1)~(3)の全ての要件を満たす必要があります。)

(1) 世帯全員が市民税非課税

(2) 配偶者が市民税非課税

\* 別世帯である場合や世帯分離をしている場合でも、配偶者が市民税課税の場合は対象外になります。  
\* 婚姻届を提出していない(いわゆる事実婚)場合も「配偶者」に含まれます。

(3) 次の資産基準にあてはまる方

※虚偽の申告をすると加算金での返還となります。

利用者段階	利用者負担段階の要件	本人のみ	本人及び配偶者
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	500万円以下	1,500万円以下
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方	550万円以下	1,550万円以下
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	650万円以下	1,650万円以下
第1段階	・生活保護受給者の方等 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	1,000万円以下	2,000万円以下

2 負担限度額(日額)

国の定める基準 利用者負担段階	居住費の負担限度額		食費の負担限度額
	従来型個室	多床室	施設入所
第4段階	1,171円	855円	1,445円
第3段階②	820円	370円	1,360円
第3段階①	820円	370円	650円
第2段階	420円	370円	390円
第1段階	320円	0円	300円

\* 詳しい申請については、住所地の高齢介護課へお問い合わせください。

※要介護3・4・5の方が入所の対象となります。

※要介護1・2の方は高齢介護課へ入所についてのご相談をされ、必要と認められた場合に入所の対象となります。

※生活保護受給者の方で介護扶助を受けた場合、介護保険1割負担は免除されます。

※収入段階に応じて、居住費・食費の減額を受ける事ができます。